

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップでは、2 mを超える浸水が予想されている地域が多数ある。特に安曇川で洪水が発生した場合は、最大で5 mを超えるケースも予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップでは、マキノ・今津・安曇川・朽木・高島地域の山間部では、がけ崩れや土石流等の土砂災害が生じる恐れがある特別警戒区域もあり、特に、鵜川地区での土砂災害(特別警戒区域)では当市の主要道路である国道161号が含まれている。

(地震：ハザードマップ)

当市のハザードマップでは、「琵琶湖西岸断層帯地震(M7.8)」は今後30年以内に1～3%の確率、「南海トラフ巨大地震(M9)」は今後30年以内に80%程度の確率で発生するとされ、大部分で多くの被害が予想されている。

(原子力災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップでは、マキノ・今津・朽木・新旭・安曇川地域は福井県にある敦賀・美浜・大飯原子力発電所のUPZに指定されている。滋賀県では、原子力施設から最大43kmの地域をUPZと定め、高島市の一部が含まれている。

(その他)

市内の河川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成25年の台風18号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、鴨川が決壊し、当市では住宅被害が300棟にのぼり、県下における被害の約4分の1を占めた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような新型ウィルスが流行した場合、全国的かつ急速なまん延が予想され、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 2,324人

・小規模事業者数 2,000人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	355		市内に広く分散している
	製造業	454		新旭地域に多い
	卸売業	104		今津・安曇川地域に多い
	小売業	520		今津・安曇川地域に多い
	飲食・宿泊業	299		マキノ・今津・安曇川地域に多い

サービス業	4 5 2		今津・安曇川地域に多い
その他	1 4 0		市内に広く分散している
合計	2, 3 2 4	2, 0 0 0	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

高島市では、災害対策基本法第42条の規定および原子力災害特別措置法に基づき、以下の構成による「高島市地域防災計画」を作成し、令和6年6月に更新を行った。

市内の災害予防、応急対策および復旧対策を実施するとともに、以下のとおり地域ならびに住民の生命、財産の保護を目的とした取り組みを行っている。

(高島市地域防災計画)

- ・地震対策編…地震災害とそれによって引き起こされる二次災害や施設被害への対策。
- ・風水害対策編…風水害（台風や温帯低気圧に伴う爆風雨による洪水、浸水、土砂災害、風害、雪害など）とそれによって引き起こされる二次被害や施設被害への対策。
- ・原子力災害対策編…原子力発電所の事故で漏れ出した放射性物質によって引き起こされる被害（人の健康や日常生活、経済活動に大きな影響）への対策。

(避難方法の周知)

- ・現在、市ホームページや広報誌による周知のほか、令和4年3月に更新した「高島市防災ハザードマップ」を用いた出前講座を随時開催し、区や自治会などに出向き、災害発生時における行動の取り方や避難方法について説明し、周知している。
- ・各地域より選ばれた防災リーダーを対象とした研修会も開催し、この防災リーダーが各地域での防災活動の中心となり、災害時に地域住民が避難できるよう、「高島市地域防災計画」の作成や周知に取り組んでいる。
- ・弾道ミサイル情報や緊急地震速報などは、国（内閣官房や気象庁から消防庁を経由）より発せられる全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線が連動しており、すばやく住民に緊急情報を周知することが可能となっている。

(防災設備の充実)

- ・現在、災害対策用として、被災者のための食料や飲料水などの備蓄と併せて毛布やアルミマットなども備蓄している。併せて避難所で必要となるストーブや発電機などの機材類についても備蓄に努めている。
- ・防災設備としては、防災行政無線戸別受信機を各戸に配備を行っている。これにより台風接近などの警戒情報や災害時に必要となる情報などを発信することで、市民の安心につなげている。
- ・市内の主要5河川に河川防災カメラを設置し、河川の水位状況などをリアルタイムに入手し、避難に必要な情報を適正な時期に発信する等活用している。また、インターネット回線を利用したTV会議システム等を有効に活用し、遠隔地との会議をはじめ、災害現場からの映像伝送などを行っている。
- ・総合防災情報システムを導入し、市内での災害事象および対応の有無等をリアルタイムで地図上にて確認し、指示を行うことができる。河川カメラや気象情報等を連携しており、情報の一元化が可能となっている。

2) 当会の取組

- ・災害時の「物資の供給」および「応急救援活動」について、高島市と防災協定の締結（平成29年7月1日）

- ・高島市が実施する防災訓練への参加および協力
- ・滋賀県共済協同組合および地元会員損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・滋賀県が主催する BCP 策定セミナーへの参加
- ・管内事業所に対する事業継続力強化計画の策定支援
- ・防災備品（非常持出セット、蓄電池）を備蓄
- ・感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品を備蓄

II 課題

小規模事業者においては「高島市防災ハザードマップ」による災害リスクの認識が充分でないことや、取り組みの優先順位が低くなっていることから、災害への事前対策（事業者 BCP の策定）が進んでいない。

現状では、当会に平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が充分におらず、更には BCP 策定に対する助言を行える経営指導員等職員が不足していることが課題である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害対応のノウハウ蓄積と BCP 策定支援を行える経営指導員等職員の育成を進める。
- ・発災時、非常時における連絡、情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援を行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成29年に締結した「災害時における物資の供給ならびに応急救護活動への応援に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP策定の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会は原子力災害時、避難指示発令区域以外では状況に応じて事業を継続することが求められることを周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成26年12月（令和6年6月1日更新）に危機管理マニュアルを作成（別添）。

3) 経営指導員等職員の資質向上

- ・高島市が実施する防災訓練への参加、BCP策定支援研修会への参加、策定支援経験者によるOJT等により、経営指導員等職員の資質向上を図る。

4) 関係団体等との連携

- ・滋賀県共済協同組合および地元会員損保会社と連携し、損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター等掲示依頼。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当会と当市との連携を密にするため、担当者の連絡会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.8の地震）が発生したと仮定し、関係機関との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に当会職員の安否報告を行う。

（安否確認システム「商工会災害システム」「NTT 災害用伝言ダイヤル」を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を把握し、当会と当市で情報を共有する。）

- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、高島市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（別添、商工会「危機管理マニュアル」Ⅲ. 危機発生時の職員対応 参照）

（危機ランク A・B）出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、地域の災害対策活動に参加する。

（危機ランク C）職員自身がまず安全確保をし、事務局責任者の指示に従う。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

（別添、商工会「危機管理マニュアル」Ⅰ. 危機発生に備えた対策 - 7. 対策本部事務分担当表 参照）

- ・大まかな被害状況および被害規模を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

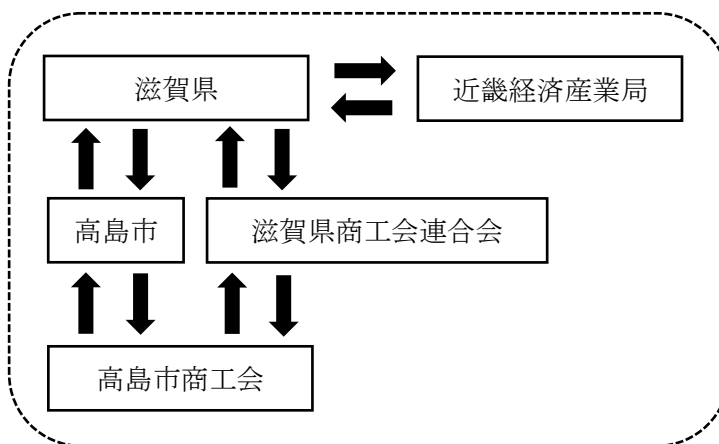
- ・本計画により、当会は「商工会災害状況報告システム」を活用してリアルタイムで被害情報等を把握して、市と共有する。

- ・当市で取りまとめた「高島市業務継続計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、相談窓口や体制について準備検討を進めるなど、復旧に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時には、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行う為、商工会「危機管理マニュアル」に基づき災害対策本部を構築する。(別添、「危機管理マニュアル」Ⅰ. 危機発生に備えた対策 - 6. 非常時連絡網(対策本部機構図) 参照)
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域では「高島市との防災協定」に基づき物資の供給ならびに応急救護活動への応援を行う。
- ・当会と当市は「商工会災害状況報告システム」や市からの被災状況等の情報を活用して被害状況の確認や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定を行う。
- ・当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

連絡ルート



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、高島市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

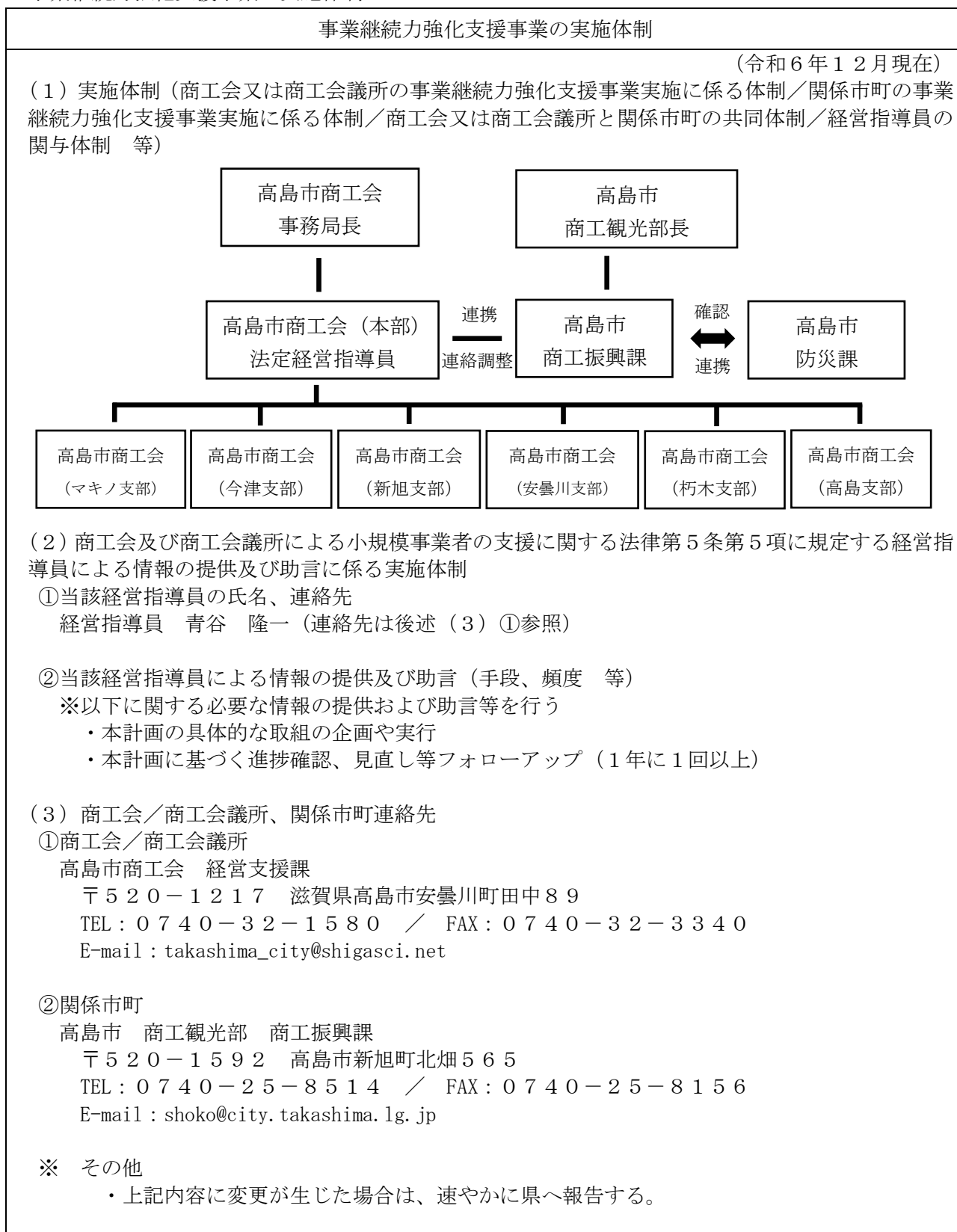
- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・防災、感染症 対策費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高島市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	